

広島市産業廃棄物の最終処分場の廃止に関する指針

制定	平成10年	6月17日
改正	平成15年11月	7日
改正	平成21年	4月1日
改正	平成23年	3月31日
改正	平成28年	1月26日

(趣旨)

第1条 この指針は、広島市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第6条第1項の規定により、最終処分場の廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において使用する用語は、指導要綱及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総務省・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(廃止に関する基準)

第3条 最終処分場の廃止の基準は、基準省令に定める最終処分場の廃止の技術上の基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日付け環水企第301号・衛環第63号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に定める運用を含む。）によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等、保有水等集排水設備及び管渠等を設置している場合は、広島市産業廃棄物処理施設の構造に関する指針に適合していないと認められないこと。
- (2) 基準省令第2条第3項の規定によりその例によることとされた第1条第3項第11号については、廃止しようとする時点までに住民から出された苦情及び廃止に際しての住民からの意見を参考にすること。

(専門家への意見聴取)

第4条 市長は、最終処分場の廃止の確認を行う場合において、生活環境の保全上の支障が生じていないことを確認するため、悪臭、水質、地下水及びガスに関する事項について、必要に応じ、専門的に知識を有する者の意見を聴くものとする。

附 則

この基準は、平成15年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年1月26日から適用する。